

労務通信

2020.2月号

マイナンバーカードの取得状況と今後の普及への取り組み



◆普及に向けた地方自治体の取組み

マイナンバーカードは、2016年から交付が開始されましたが、昨年12月16日時点で交付枚数は約1,872万枚、取得保有率は14.7%といまだに普及が低迷している状況です。

◆マイナポイントとは？

マイナンバーカード普及への取組みとして、今年9月から「マイナポイント制度」の導入が予定されています。この制度は、消費税増税に伴う消費者への還元と東京オリンピック・パラリンピック後の消費の下支えする観点から実施するとともに、キャッシュレス決済基盤の構築を図るとしています。マイナポイントとは、マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定し、キャッシュレス決済サービスにおいて「前払い（チャージ）」または「物品購入」を行った際に、国から付与されるポイント（1ポイント＝1円相当）のことをいいます。そして、マイナポイントを申し込むことでプレミアム分として25%が還元されます（ポイントの利用上限は5,000ポイント）。実施期間は2021年3月までの予定となっています。

◆来年3月から健康保険証の代わりに！

また、マイナンバーカードは、健康保険証として利用できるようになることが予定されています。2021年3月からの利用開始を目指し、今後、支払基金と各保険者との間のシステム運用テストが実施され、順次、医療保険資格情報を登録していくこととなっています。

健康保険証として利用するには、事前にマイナポータルへの登録が必要です（今年4月から登録申込み開始予定）。マイナポータルに登録することで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります。また、医療費情報を取得し、領収書がなくても確定申告書の自動入力が可能となります。その他、マイナンバーカードを医療機関や薬局の受付に設置しているカードリーダー（2023年度末までにすべての医療機関や薬局に導入予定）にかざすことで、スムーズに医療保険の資格確認ができ、事務処理の効率化につながる事が期待されます。今後さらに、医療や各種証明書、さまざまな公共サービスへの活用の拡大も予定されているようですので、マイナンバーカード普及への取組みに注目です。

- マイナポイントの詳しい仕組みやマイキーIDの設定方法等については、こちら
総務省「マイナポイント事業」<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp>

法改正情報**◆パワーハラスメントに関する指針が公布されました！**

2019年5月29日に職場におけるパワーハラスメント防止のために必要な措置を事業主に義務づける「改正労働施策総合推進法」が成立し、2020年6月1日より施行（中小企業は2022年3月31日までは努力義務）が予定されています。昨年10月に厚労省よりパワーハラスメント防止措置の具体的内容を示す指針案が提示されておりましたが、令和2年1月15日の官報にて正式に指針が告示されたので、その内容を一部ご紹介いたします。

**事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して
雇用管理上講ずべき措置等についての指針（厚生労働省告示第5号）****●職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすもの**

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

●パワーハラスメント（6類型）に該当する具体例

- ・身体的な攻撃→ 殴打、足蹴りを行う、相手に物を投げつける
- ・精神的な攻撃→ 人格を否定するような言動を行う
- ・人間関係からの切り離し→ 一人の労働者に対し同僚が集団で無視、孤立させる
- ・過大な要求→ 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、未達成に対し厳しく叱責する
- ・過小な要求→ 気にいらぬ労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない
- ・個の侵害→ 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する

●事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容

- (1) 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- (3) 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- (4) (1)～(3)までの措置と併せて講ずべき措置

上記指針の内容は、指針案で示されていたものから変更はありません。なお、セクハラ指針、マタハラ指針の改正も告示（厚生労働省告示第6号）されておりますので併せてご確認ください。

令和2年1月15日官報（号外第7号）

<https://kanpou.npb.go.jp/20200115/20200115g00007/20200115g000070000f.html>